

平成22年第16回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年8月23日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 藺 部 俊 介

議 題

1 議案

(1) 議案第42号 「練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

2 陳情

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議

(1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成23年度入学中学校選択制度の実施について

債権放棄の報告について

平成22年度 練馬区文化財の指定・登録・解除に係る諮問について

練馬児童劇団 第29回発表会の開催について

日本銀行石神井運動場の公園整備にかかる基本計画について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時25分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室地隆彦
生涯学習部長	郡 榮作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿形繁穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小暮文夫
同 学務課長	古橋千重子
同 施設給食課長	金崎耕二
同 教育指導課長	吉村 潔
同 総合教育センター所長	杉本圭司
生涯学習部生涯学習課長	臼井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻井和之
同 光が丘図書館長	内野ひろみ

傍聴者 1名

委員長

ただいまから、平成22年第16回教育委員会定例会を開催する。
 それでは、案件にそって進めていく。
 本日の案件は、議案1件、陳情1件、協議1件、教育長報告6件となっている。

- (1) 議案第42号 「練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

それでは初めに、議案第42号 「練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定についてである。
 この議案について説明をお願いします。

新しい学校づくり担当課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま説明があったように、第3章を新たに章立てしたということであった。何かご意見、ご質問はあるか。

内藤委員

2点質問したいと思う。

1点目は、参考資料の改正内容の(2)に、「校長を併任する者が」とあるが、この併任するというのは、具体的にどういうことなのかということと、併任と兼任というのはどういうふうに違うのかということをお教えいただきたいのが1点目である。

2点目は、教職員の人数について、副校長の小・中それぞれの人数、及び教職員の定数の基準は、通常の学校と同じなのかどうか、小・中兼務の教員みたいな者がいるのかどうか、そういったことについて教えていただきたいと思う。

新しい学校づくり担当課長

1点目については、小学校及び中学校の校長であるが、校長1名、副校長3名の体制を小中一貫校についてはとることとしている。校長1名については、一般的には、小学校校籍のほうで校長になった場合には小学校の校長の発令になり、中学校校長が兼任という形になる。中学校校籍の場合には中学校の校長の発令になって、小学校の校長が兼任という形になる、そのような形になるかと思っている。あえて規定をさせていただくのは、それぞれ発令として、小中一貫教育校校長という発令が基本的にはないものであるから、兼任される校長が小中一貫教育校の校長代表であるという規定をここで設けたいというものである。

内藤委員

それで1つわかったが、併任と兼任というのは言葉の上でどう違うのか。同じように思えるが、違うということか。

教育指導課長

併任と兼任、私も具体的に調べていないので、また調べてお答えしたいと思う。2点目の人事の件であるが、定数については、これは小中一貫校になっても、法的に小学校と中学校というのは残っているので、小学校は小学校、中学校は中学校で学級数に合わせて定数が決まっている。であるから、そこは変わらない。

それから、教員の兼務ということになる。教員が実際に子供に携わるときに、授業を持てるのか持てないのか。例えば中学校の先生が小学校へ行って小学校の授業を持てるのか持てないのかというのは、これは免許による。

例えば中学校の数学の先生は、小学校の免許を持っていなくても小学校の算数を教えることはできる。そういうふうな免許によって規定がある。ただ、実際1つの学校になるとすると、授業だけではなくてすべての教育活動で、今まで中学校の先生が小学校の子供たちに指導する場面が出てくるので、通常は全員を一応兼務ということで教育委員会のほうで手続をとる。すべての教員が兼務発令をして全員が小・中学校に、授業はともかく、教育活動の中ではあらゆる場面に携われるようにという形をとるとするのが通常である。この「桜」についてもそういう形で考えている。

教育長

併任は、校長が小学校長の辞令と中学校長の辞令を2つもらう。でなければ、中学校長の1枚で小学校の兼務をするという。今、調べている。

一般的に、小中一貫教育校はみんなこのような形をとって校長は1人になる。2つの学校の校長が1人で、副校長はそのかわり3人をとる。それは法律的な決まりではないが、東京都はそれをやっている。

教育指導課長

決まりではない。あくまでも、その自治体、教育委員会の考え方によって都教委のほうに、こういう考え方で学校運営をしたいということの申請をして認められる、そういう形をとっている。

内藤委員

副校長も兼務ということになるわけであるか、3人の中から。

教育指導課長

そのとおりである。兼務という形になる。

教育長

副校長が地域を専門にする副校長と、小学校、中学校の副校長、そういうような形になると聞いた。ただ、一貫校をやったところでは、副校長3人より1人は事務の課長級が欲しいという意見もあるが、東京都の場合には、今、課長が言われたように1:3ということである。

教育指導課長

今、教育長が発言されたとおりであるが、練馬の桜小中の場合には、一応9年間の義務教育を、最初の4年間のまとまりと、次の3年間のまとまりと、最後の2年間のまとまりということで教育活動を組んで行こうという発想をしているので、現段階では、最初の4年間を担当する副校長、次の3年間を担当する副校長、最後の2年間を主に担当する副校長というふうに3人を置く。ただし、それだけをやってしまうと、またそこだけの副校長になってしまうので、一応担当は置くが、3人で9年制までを見ていく、そういう発想で学校運営をしていこうということ今話したところである。

委員長

ただいまの説明で、副校長3人の意味が少しわかってきたかと思う。一般の教職員の方々の教育活動においては、小中一貫校だと、当然、両方にかかわることが出てくるということで、先ほどの件の発言になるというお話である。ほかはいかがか。

安藤委員

校長先生が小学校の校長になるか、中学校の校長になるかは決まっているのか。それとも毎回違ってくるのか。

もう一つであるが、例えば養護の先生は学校に1名ということになるのか。

教育指導課長

校長は1名ということになると、それはその人材で決めるということであるので、必ずしも中学校の校長がなるとか、小学校の校長がなるとかということはない。そのとき

の人材で、たまたま小学校の校長がなる場合もあるし、中学校の校長がなる場合もあるということである。

それから、養護教諭については、当然、もともとは法的には2つの学校ということもあるので、小学校の養護教諭が1名、中学校の養護教諭が1名である。一貫校になった場合には、養護教諭として1つの学校に2名の養護教諭がいる、1つの保健室で2人の養護教諭が対応していくということになる。

教育長

小学校、中学校というのは、中等教育学校のような分け方はないから、法律上は別なのである。これは一緒になることはできないし、中・高が一緒の中等教育学校ができたように、将来的に小学校、中学校が一緒になった学校が全国的に増えてくれば、できる可能性はある。

天沼委員

今の養護教諭2人、小学校対応、中学校対応というお話であったが、教育課程についても同じように、小学校のほうにご専門の先生と中学校のご専門の先生が一緒になって教育課程を考えると、主任ということであれば、教務主任が2人いらっしゃる、そういうふうな形になるということか。

教育指導課長

そのところは非常に難しい問題があるが、基本的な考え方としては1つの学校になる。であるから、あまり中で、小学校は小学校、中学校は中学校という発想はしない。したがって教育課程も、すべての教員で9年間の教育課程を考えていくという発想をする。そのときに、当然、小学校側、中学校側に今までは教務主任、あるいは生活指導主任がいた。一貫校になったときには、この教務主任も1名になる。生活指導主任というのも1名になる。

内藤委員

これはどうなのだろう、ああなのだろうと考えていけばいろいろ出てきてしまいそうなのであるが、実際問題としては、やっていく中でどんな方法が一番いいのかというのが、試行錯誤の中で生まれてくるというふうに考えていいのかと思うが。

教育指導課長

既に小中一貫教育校という形態をとっている全国の学校がある。スタートするにあたって、一定のことは決めておかなければなかなか運営が難しいので決めるが、当然のことながら、学校教育を進めていく中で当初の計画をさまざまな変更をしている。やってみて、これはこういう形に変えていったほうがいいだろうというのが、教育活動もそうであるし、学校の運営組織もそうである。その辺はかなり柔軟に考えている。

したがって、今、先行事例を見てみると、同じ小中一貫教育校でも、学校運営組織はさまざまである。練馬もまた練馬らしさを出す小中一貫校ということになると思う。

教育長

いずれにしても今の制度ができる前は、尋常小学校で高等小学校というのがあった。そのころを知っている人はもういないと思うが、そのときも新しい制度になったときには、おそらく大きな変化だったのではないか。それから、中学校が5年制だったのが、新制高校が昭和20何年になった。であるから、いずれにしても制度を変えていくというのは、そこに働く人たちも、頭の切り替えだとか地域の方も切り替えていかなければならないところはある。

ただ、今、教育指導課長が言われたように、品川区から始まって多くの自治体で取り入れて試行錯誤しながらいい方向に向かっているから、それらを受けながらやっていかなければならない。練馬区も、この桜学園がスタートして、次から次に考えていかなければならないと思う。

委員長

同じ都内に先行の学校があるということが、かなり参考になるのかと思う。それでは、この議案第42号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第42号は「承認」とする。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、本日、事務局より参考資料が提出されたので、説明をお願いする。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思います。

教育長

別添図の案の概念図であるが、外環はアンダーではなくてオーバー。ジャンクションのところを上をずっと来て、だからちょうどこの八の釜のところには、橋脚というの

か、道路桁が入ってくる、そういう意味であるか。

生涯学習課長

このちょうど網かけの部分の右側の部分について、大泉ジャンクションということで合流部ということになる。そこから徐々に、この図面で行くと左のほうに潜っていく形になるわけであるが、ちょうど左から2本目の縦の線、道がある。大泉街道であるが、それよりもやや左側の部分ぐらいまでが地上部になるということで、徐々にそこから下がって行ってここから完全に地下化されていくという形になる。

教育長

ちょうど湧き水が出る崖地のところが民有地で、上のほうは区有地で、保護樹林で憩いの森になっている。うちの文化財としては、湧水を文化財として指定している。全体ではない。

内藤委員

ちょっとわからないので、この地図の右側の地図は拡大されていると思うが、それがすっぽりこの太い黒枠の中に入ってしまうということであるか。

生涯学習課長

3枚目の上の部分であるが、右側のほうに三原台という文字があろうかと思うが、その三原台中学校のその境ぐらいのところが入ってしまうということになるので、下の部分もすべてそれにあたってしまった。

内藤委員

先ほどの大泉街道の先のところまでは高架になる、地上に出ているということである。こここのところの湧水地あたりには橋桁のようなものが埋められるということになるのか。

生涯学習課長

今の申し上げたのはちょっと誤解する話になってしまうので、八の釜の憩いの森という文字が書いてあるが、ちょうどそのぐらいである。先ほど三原台というところまで全部という話をしたが、この図面で行くと、真ん中に八の釜憩いの森（保護樹林）と書いてあるところのあたりまでが区域としてかかるという形になる。地上部と今回の外環道に関しては地下40メートルまで潜っていく部分というのが必要になるので、それがちょうどこの大泉ジャンクションから、先ほどお話しした地域まで徐々に下がっていく形で、だんだん潜っていく形で、先ほどお話しした部分あたりのところで環状にもひっかかってしまうという形になるので、その区域ぐらいまでは地上分の用地買収というのが今後は必要になるということである。

教育長

いずれにしろ今回は、これで地権者の方をお呼びして説明会に入ったということで、

この前の新聞でも外環については推進するというような、予算をついているような形であったから、また変化があったら報告する。

委員長

では、また今後の進捗状況等でご報告をいただけるということである。
したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

委員長

続いて、協議案件である。協議(1) これからの生涯学習のあり方についてである。
この協議案件であるが、今までも各委員で認識を深めていただいている。今後、組織のあり方検討委員会等の結果を受けて協議を進めることにしている。
したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、協議案件については「継続」とする。

(1) 教育長報告

平成23年度入学中学校選択制度の実施について

債権放棄の報告について

平成22年度 練馬区文化財の指定・登録・解除に係る諮問について

練馬児童劇団 第29回発表会の開催について

日本銀行石神井運動場の公園整備にかかる基本計画について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

次に、教育長報告をお願いする。

教育長

本日は、来年度の中学校選択制度の実施について。2つ目に、債権放棄の報告、平成22年度文化財の指定・登録・解除に係る諮問について、練馬児童劇団の発表会、日銀グラウンドの公園整備にかかる基本計画等についてご報告をする。

委員長

それでは、報告の1番についてお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

いろいろと大変な選択制であるが、委員の皆さんのご意見、ご質問をお伺いしたいと思う。

天沼委員

学校名で4番目に挙がっている中村中学校であるが、これは、
、
にあたる関中学校の下にもう一校を加えるとすると、中村中学校もゼロとせざるを得ないほど厳しい状況にあるのではないかと思うが、今回20名となっているが、これはこのとおり行った場合に大丈夫なのか。

学務課長

中村中学校については、各学校等も協議をしたし、こちらも過去の推計状況等で、今年度は20名に絞ることで対応ができると考えた上での20名ということである。関中学校については、今年度の入学者が195名ということで、5クラス維持では限界状態ということで、これ以上増えると、余裕のある教室がほとんどない状態であるので、特別教室をつぶさなければ学級増ができないということがあって、関中学校についてはゼロとしたということである。

委員長

中村中学校は、現在のところ1学年何クラスだろうか。

学務課長

中村中学校については、各学年5クラスの15学級、プラス知的障害の特別支援学級が2クラスということである。

委員長

来年度は、これで何とか乗り切れそうだという、そういう見通しだというご説明であった。ほかにはいかがか。

安藤委員

この表の中に、通学区域外からの希望という人数が入っていて、実際に通学区域外から入学した生徒の人数があるが、これはどれぐらいなのか。例えば受入可能人数にしていないところは全員入ったのかなというふうには何となく推察されるが、それ以上の受け入れるところが、今挙げた学校以外にもあるかと思うが、そのあたりはいかがか。

学務課長

それぞれ通学区域外から希望がとれても、結果として国立とか都立の一貫校、私立に行く子供もあって、選択制の中で結果として何人入学したかということについては、5月24日の教育委員会でご報告したが、平成22年度区立幼稚園、小・中学校の園児、児童・生徒数及び学級数等について資料5で出しているが、その最終ページの6ページに、中学校選択制度による入学状況ということで示している。その表の中には入れることができなかったが、全体で選択制度による入学者は918人になる。

委員長

前の資料等をまた見せていただいてということになるかと思う。

天沼委員

918名もいるということは、選択制が生きているということである。

委員長

かなりの生徒が選択制を希望して実際に通っている、そういう実態があるということである。15から17の光が丘のほうは、区域外からの生徒が圧倒的に多いという、そういうこともこれではっきりとしているという現状である。

安藤委員

今、委員長がおっしゃった光が丘の学校であるが、受入可能人数が50名で100名以上の希望があった。その50名以上受け入れている。それはなぜか。

学務課長

本来であると、昨年度光が丘の中学校については、受入可能人数を50名のところと60名のところということで、募集等を始めた。本来であると、その募集人数をはるかに超える希望があったので、抽選をしなければならないということになったが、各学校との協議の中で、ちょうど今年の4月に小学校の統廃合等もあって、地域の方との意見調整がなかなかまとまり切らなかったということで、平成22年度入学については、できるだけ入学をしていただいたという経緯がある。

ただ、本来であると、平成20年度の検証した結果を尊重すると、当然、これによって生徒数の格差が広がるということは望ましいことではないので、来年度の入学に際しては、このあたり、光が丘の中学校は学区域の子供がすっかり減っている状況であるので、なかなか厳しいところはあるが、近隣の周辺校との関係もあるので、そのあたりは

しっかりとやっていきたいと考えている。

委員長

光が丘地域のことはなかなか難しい点もあるかと思うが、よろしくお願ひしたいと思う。ほかにはいかがか。

教育長

今、天沼委員がおっしゃったように、選択制度そのものについては機能しているということであるが、ただ、練馬区の場合には、学区域と学校というのが基本であるから、極端に学区域の子供がほとんどいなくて学区域外の子供が7割、8割になってくると、地域の中学校としての存在というものがある。

それからもう一つは、小中一貫教育校を進めてきているから、そういうことも念頭に入れながら、中学校の受け入れも整理していかないと、一貫教育校になれば高学年が中学に行ったり、離れていても、同一施設内になくても、若干離れていてもそういうことも考えられるわけであるから、そういうこともこれから念頭に置いていかなければいけないと思う。

委員長

いろいろな要素を加味してやっていかなければいけないという教育長のお話であったよいか。

では、次の報告の2番にまいりたいと思う。報告の2番についてお願ひする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

この債権放棄する内容というのは、平成21年度の保育料であるか。

学務課長

こちらは平成21年度中に債権放棄をしたということで、幼稚園については、5年間は無効がある。この当該の保育料については、平成16年度に発生したものである。

委員長

お伺ひするが、今回の場合、教育委員会であるので、区立幼稚園であるが、このような例というのは今までにはあったのか。

学務課長

現在区では、区民税から国民健康保険料であるとかさまざまな債権があって、区民の皆さんに納付をお願いしている。区としても、収納を扱うところの所管が集まって、収納対策本部会議対策委員会ということで、それぞれの取り組みの見直しとかいったこと

で、できるだけ多く納付をしていただくような取り組みを進めているところである。

教育長

下田学園もたしかこういった使用料を納めていない方がいたが、その後それはどうなったのか。

学務課長

今、ご指摘があった下田学園については、賄い費ということで、電気代とか等で、いわゆる公債権には入っていないもので私債権なのである。これについても、担当係のほうで年間に数回、督促、催促等でお手紙を差し上げたりしているが、これらについても、こちらからの働きかけをしても納付がされない場合、下田学園については10年で一応時効ということで、またこれもしかるべき処理をさせていただいてご報告をすることになっている。

教育長

給食代みたいなものである。幾ら出しても納めない方がいるから。

委員長

下田学園とかでもこういうケースがあるのは、今、初めて知った。

教育長

歴代の課長は一生懸命やってきたのだが残ってしまっている。公債権、私債権と別になっていて、これは公債権の公のお金である。給食とか賄い料というのは私債権であるので、対応が違ってくる。それは所管がやらなければいけない。

委員長

なかなか大変かと思うが、よろしく願います。

それでは、次の報告にまいりたいと思う。続いて報告の3番について願います。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

文化財の登録4件、解除2件についてであったが、何かご質問、ご意見はあるか。

天沼委員

無形文化財のほうの保存で、例えば歌なので何らかの形で録音されているとか、そういうふうなことはされているのか。あるいはそれは、お亡くなりになってしまったので全くなくなってしまうということか。

生涯学習課長

先日、ご遺族の方にお会いして、歌詞等については私どものほうでも把握している。歌声自体はテープで残っていると聞いているので、近々お願いするところである。

教育長

餅搗き唄は増島さん以外に歌える方がいるが、このボウチ唄は、増島さん以外には歌えない。その2つとも、谷原小学校の地区祭等で増島さんが来られて実演を毎年してくださった。ボウチというのは見たことがあると思うが、棒の先にもう一個ついていて、これがくるりと回って、であるから、麦の穂を置いてたたいてぐるぐる回しながらこつやる。そういうのを増島さん自身もつくってご自宅にもある。私もやったことがあるが、腰の入れ方がなかなか難しい。くるりと回らない。バタッといってしまう。

天沼委員

これは、ふるさと文化館のほうにそういうものは保存されるとか、今あるのか。

生涯学習課長

このくるり棒自体はまだお宅にあるので、行ってお話をさせていただいている。

委員長

連携をとっていただいて、そのような形がとれるとよろしい。谷原小学校には、そういう増島さんのご様子のビデオとかきつとあるのだろう。

教育長

谷原では撮っている。公民館でも3年前に来られたときに、総会のときに実演なされた。そのときのテープもある。ご自宅にテープはあると聞いている。

安藤委員

今、テープがとおっしゃったが、亡くなってしまうことを前提にというわけではないだろうが、できたら、登録をするときに、例えばこの馬飾りをつくっていらっしゃる様子を、写真ではなくてビデオとかで保存していただいたら、歌だったらその歌、踊りだったら踊りを、登録したときに撮影してしまっておけば、永久に資料として残すことができるのではないかなと思うので、ご検討していただけたらと思う。

生涯学習課長

これまでも幾つかそういう形で残しているものもあるが、今後、機会を見て保管していきたいと思う。

委員長

よろしく願います。

内藤委員

感想であるが、ちがや馬飾りは、私の家の近くにこういった民俗が残っているということは私も初めて知った。大変貴重なことだなと思った。

それと、うちの家族の者が千葉出身なのであるが、やはり同じような馬をつくって、七夕のときには子供たちがそれを持って、カヤを馬の背に乗せて、またそれを神社に持っていくという形で、地域によって形は少しずつ違うのだなということ、きょう改めて思った。北町中学校のほうで、総合の学習の時間の中でそういったものを子供たちに見せたり教えたりしているということは大変いいことだと思うので、それぞれの学校でいろいろな総合の学習に取り組んでいるとは思いますが、ぜひさらにそういう活動が進んでいくといいなということ、このお話を伺って改めて思った。

それから、武内家の文書についても、たくさんの文書が、とりわけ大工の家だからこそ保存されているという文書が、大切に保管されていたということは大変すばらしいことである。ふるさと文化館の中にこういったものが所蔵されるということは、とてもありがたいことであり、ふるさと文化館がさらに充実したものになるといいと思う。

教育長

元禄16年のころであるから、早宮一丁目の開進第一小学校とあのちょっと下のほうである。そんなに1,000軒、2,000軒などなかったはずである。でも大工さんがしっかりいたということなのである。徳川家康が江戸に入ってきたときについてきた人もたくさんいるが、でもそのときには農村ではなくて、みんな町中である。

委員長

当時のいろいろなことを知る貴重な手がかりともなる。そういうことに関しては、ふるさと文化館との連携等よろしくお願ひしたいと思う。

では、次の報告にまいりたいと思う。報告の4番よろしくお願ひする。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

何かご意見、ご質問はあるか。毎年上演されているが、本当にこの児童劇団の劇、いつもすばらしいと思っている。

では、続いて報告の5番をよろしくお願ひする。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

今、お話があったように、6月14日のときに素案がこちらに提出されたが、それが今回このように、基本計画となってこういう冊子にきちっとまとまったということであ

る。

教育長

新しくなられた3人の委員の方になってからは行っていないので、ここも含めて何か所か現地視察をさせていただきたい。また委員長のほうへご相談する。

委員長

よろしく願います。

では、続いてその他の報告をお願いします。

庶務課長

私のほうから2件である。1件は、資料6でお配りをしている教育委員会後援名義等使用承認事業ということで、平成22年9月事業実施分で、8月12日現在の一覧である。お目通しいただければと思う。

もう一件は、資料はないが、7月12日に当委員会にご報告申し上げた今年度の中学生の臨海学校、林間学校の実施結果である。臨海学校については、7月21日から8月14日まで実施をして、事故もなく無事終了している。下田、岩井の両自然の家を使って、参加生徒数であるが、3,349名ということで、在籍者4,511名であるので、参加率74.2%、約4人に3人の方が参加をしたということである。

もう一件、林間学校であるが、林間学校については、8月19日に全予定が終了して、こちらのほうも無事終わっている。参加学校数については6校である。参加人員については現在集計中である。こちらも事故もなく無事終了している。

報告は以上である。

委員長

ただいまの庶務課長の報告で何かあるか。

教育長

参加率74%である。

委員長

すごい数字である。

委員長

今年の場合はすごい暑さであるが、海のほうはどうだったのか。

庶務課長

私もそれぞれ行ったが、岩井のほうは海水温も大分高いので、天候も、最後の8月12日に台風4号が影響して、最後の2日目が午後ちょっと荒れてそこだけちょっと休み

を取って、3日目は無事ということであった。それから下田のほうは、海水浴場の状況は自然状況で、あまり風等に影響されないようなところである。こちらも予定どおり全部できた。ただ、外海ということで若干水温が低いという状況にあって、22～23度ぐらいで無事終わったということである。

以上である。

委員長

台風の影響もそのくらいで済んでよかったと思う。海のほうはいつも申すが、危険が伴う行事である。無事に臨海学校が終了できて本当によかったと思う。

ではその他はあるか。

教育指導課長

2点ある。

1点目であるが、先ほど併任と兼任ということについてご質問をいただいた。併任と兼任、用語の意味としては同義である。ただ、職員の任命に関する規則上の言葉としては、併任という言葉を使うということになっている。したがって、発令通知等も職を任ずるというときには、併任という言葉で通常使っている。ただ、意味としては、併任も兼任も同義であるので、その職を併任した後の方は、何々小学校と何々中学校を兼任しているという言葉を使うことはあるが、人事上の規則上の言葉としては併任ということが通例である。まず1点目、先ほどの件についてお答えさせていただいた。

2点目であるが、去る7月22日から7月30日まで、練馬区立中学校生徒海外派遣事業として、オーストラリア、イプスウィッチ市へ、生徒68名を連れて行ってまいった。無事戻ってくる事ができた。現地では天候にも恵まれて、現地は冬なわけであるが、さほど寒くもなく全日程を予定どおり行う事ができた。生徒はそれぞれの受入校で、またホームステイ先で非常に温かく迎えられて、現地の人々と積極的にコミュニケーションを図りながら生活を楽しんでいた。

当初は、特にホームステイについては不安な気持ちを言う生徒もいたが、帰る際に何人が生徒をつかまえて「どうだったか」ということを聞いたが、「もう少しここにいたい」という子がいたりとか、中には日本語だけど、また日本語だけに戻るのは何が逆に違和感がある。ずっと英語の中で生活をしていたので、日本語を聞くことに何か違和感があるということをお答えする生徒もいた。

また、これまで海外派遣事業を積み重ねてきた成果でもあると思うが、イプスウィッチのポール市長をはじめ現地の方々、海外派遣だけではなく、練馬区との交流を非常に大事にしてくださっているということを実感した。

生徒は帰国後、この8月中に既に事後研修ということで授業を行っているが、体調を崩す生徒もおらず、元気にその事後研修に参加している。明日午後、海外派遣解団式ということで、生徒が報告する会を予定している。それをもって今年度の事業は終了する。

改めて本事業へのご理解ご協力に感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。この成果と課題を受けて、また来年度よりよい派遣事業ができるように検討してまいりたいと思っている。

報告は以上である。

委員長

ご苦労さまであった。ご質問とかご意見はあるか。

天沼委員

1点、ポール市長のほうからそういう温かいお言葉をいただいたというのは本当にありがたいことで、こちらもそれに対応して、何か新たに計画を立ててやっていってもいいのかなと思うが、行く際に何か親書をお持ちになっていったりするのかな。

教育指導課長

親書ということではないが、さまざまな場面で練馬区を代表してということで、私が団長でもあったので、これまでの長い経緯の中で積み重ねてきたことの成果をご報告したり、今回の目的を改めてお伝えしたりしながら、この海外派遣ということではなく、練馬区の状況もお伝えをしまいた。

委員長

教育指導課長のそういうアピールが、ポール市長のほうにはしっかりと伝わっていったのではないかな。

天沼委員

表敬訪問されているわけであるか。

教育指導課長

イプスウィッチ市をはじめ、この事業を中心となって企画していただいているクィーンズランド州というところがあるが、その州の教育省、それからこの地域の教育を管轄している場所、そういったところを我々本部のほうで訪問して、教育に関する意見交換をしまいた。

天沼委員

ご苦労さまであった。

委員長

そういう連携とかが非常に大事である。では、本当にご苦労さまであった。明日解団式が行われるということである。

そのほか報告はあるか。

事務局

特にない。

委員長

それでは、第16回教育委員会定例会を終了する。